



群労基発 1209 第1号

令和 2 年 12 月 9 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

群馬支部長 殿

群馬労働局労働基準部長



### 冬季の転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）

日頃より、労働災害防止の推進につきましては、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占める転倒災害については、平成 27 年から、災害防止団体をはじめ関係機関と連携し「S T O P ! 転倒災害プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を実施し、その防止に重点的に取組んでいるところです。

しかしながら、転倒災害は依然として休業 4 日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、2 年連続で増加し、今年も 10 月末現在で前年同期比 5% の増加となっており、2022 年までに休業 4 日以上の死傷災害を 2017 年比で 5% 以上減少させることを目標とした第 13 次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、プロジェクトの実行を上げるため、全国安全週間の準備月間である 6 月と冬期間（1 月～3 月）を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認・徹底について、周知啓発を行っているところです。

特に、冬期間は凍結や積雪により、年間で転倒災害が最も多発する時期ですので、引き続き、要綱を踏まえた取組を行いますので、ご了知いただくとともに、貴団体におかれましても、同封のリーフレット等をご活用いただき、傘下会員事業場に対する周知啓発に特段のご配慮をいただきますよう、お願ひいたします。

なお、リーフレットは、以下のアドレスから、ダウンロードできますので、適宜ご活用下さい。

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/anzen\\_tentou\\_project2015.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_tentou_project2015.html)

## STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

### 1 趣旨

群馬労働局と労働災害防止団体は、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、平成28年1月からは、それを発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として、休業4日以上の死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、2年連続で増加しており、2022年までに休業4日以上の死傷災害を2017年比で5%以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働く職場環境を実現することを目的とする「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続として実施するものである。

また、プロジェクトの実効を上げるため、全国安全週間の準備月間である6月と、群馬県においては特に冬季の積雪や凍結による転倒災害が多発する傾向にあることから、1月から3月を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認・徹底を行うとともに、転倒災害防止対策のための準備期間を設けるものとする。

### 2 主唱者

群馬労働局、群馬労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会群馬県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部

### 3 実施者

各事業場

### 4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、群馬労働局と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の

対策を展開する。

(1) 群馬労働局の実施事項

- ① 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するためのサービス業などの第三次産業をはじめとする各種団体等への協力要請
- ④ 労働基準監督署による「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特にサービス業などの第三次産業）への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

## 5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間及び準備期間に実施する事項

① 6月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ 「STOP！転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

② 準備期間（冬季前）の実施事項

- ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
- イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①～⑦の事項の重点的な実施

⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施

⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善

⑪ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

# 冬季転倒災害防止運動

テントウムシ



無し運動



1月～3月は冬季転倒災害防止強調期間です！

転倒災害は冬場に多く発生しています。  
降雨、降雪後の凍結路面に注意して、靴底の雪や氷  
はよく落としてから部屋に入りましょう。  
また、濡れた通路などは早めに拭き取りましょう!!

## ～転倒災害防止の5ヵ条～

- ☞ ポケットから手を出して歩こう！
- ☞ 雪道や凍った道は小股で歩こう！
- ☞ 路面や床面に合った靴を履こう！
- ☞ 時間に余裕を持って行動しよう！
- ☞ 日頃から足腰を鍛えよう！



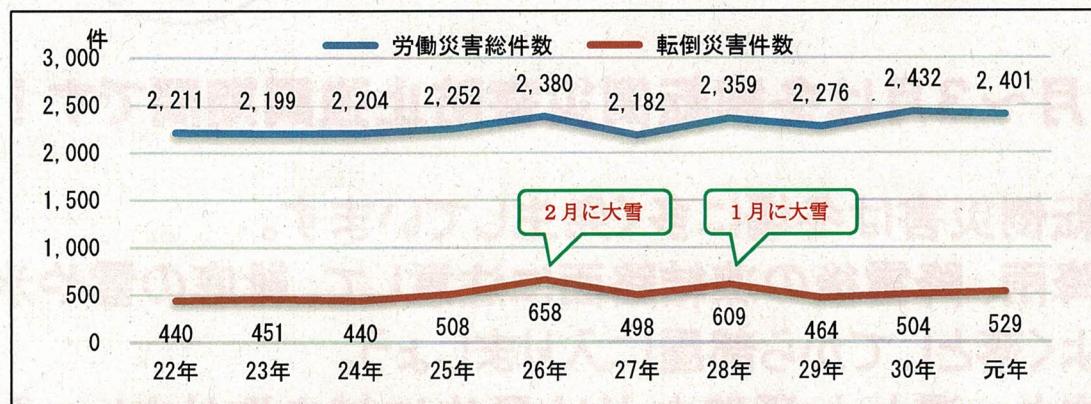
# 転倒 災害防止のための取組を！

☆ 1月から3月は転倒災害防止強調期間です!! ☆

過去10年間に発生した労働災害のうち、転倒災害の割合は、平成20年まではおおむね全産業における労働災害の20%未満でしたが、平成25年以降は増減を繰り返しながらも20%を超える状況が続いています。（図-1）

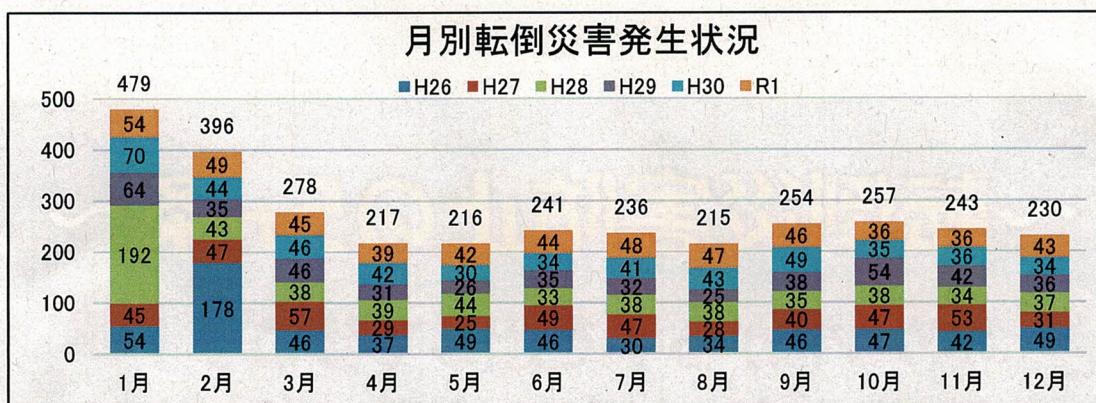
また、過去5年間の月別の災害発生状況で見ると、転倒災害は1月から3月の期間が特に他の月に比べ多く発生しています。（図-2）

これは、転倒災害が業務に起因して発生しているほかに、天候（気象条件）が転倒災害発生に大きく影響していることを示したものと考えられます。



（図-1） 年別労働災害発生状況の推移

（労働者死傷病報告による）



（図-2） 平成26年～令和元年月別労働災害発生状況

（労働者死傷病報告による）

群馬労働局では平成26年の転倒災害の激増を機に、平成27年に『STOP! 転倒災害プロジェクト2015』を立ち上げ、転倒災害防止の気運を高めることにより、同年の転倒災害を前年比で減少させることができました。しかし、転倒災害の発生割合が高率であることから、平成28年からは期限を設げず継続的に『STOP! 転倒災害プロジェクト』として、転倒災害防止を優先課題として取り組んでいるところです。

特に過去の災害発生状況から、転倒災害が多発傾向にある1月から3月の冬季と全国安全週間準備期間である6月を「転倒災害防止強調期間」として取組を強化することとしています。

冬季には転倒災害の増加が懸念されますので、各事業場では、天候への対応も含めた転倒災害防止対策を労使で話し合い、実施していただくようお願いします。